

(「憲法・国際大」小栗(2005)資料)

5, 新しい人権

1、人権の内容

(1) 自由権

「国家からの自由」 国家が個人の領域に対して、権力的に介入することを排除する。

(2) 参政権

国民の国政に参加する権利。請願権、選挙権など。

(3) 社会権

社会的・経済的弱者を守るために保障される権利。「20世紀的人権」ともいわれる。

(4) 国務請求権(受益権)

裁判を受ける権利、国家賠償請求権など

(5) 法の下での平等(平等権)

(6) 包括的人権(幸福追求権など)

(5)(6)は人権の中での「総論的な権利」とされる

しかし、この内容の分類自体は相対的なものであって、人権が二つの内容に係わって、展開されることもある。現代的の「表現の自由」として「知る権利」「自己情報コントロール権」などがその例。

2、「新しい人権」とは

憲法に規定されていないが、「個人の生存・人格にとって不可欠な利益」と考えられる利益・権利を「新しい人権」として保障する。憲法上の根拠=憲法13条「幸福追求権」。したがって「包括的基本権」ともいう。

現代では、いろいろな利益(主張)について、権として主張されることが多い(環境権、嫌煙権、眺望権、平和的生存権など)

幸福追求権から導き出される人権。裁判で承認された権利に「プライバシーの権利」がある。

3, プライバシーの権利

(1)「私生活をみだりに公開されない権利」

三島由紀夫『宴のあと』事件

三島由紀夫の書いた小説「宴のあと」のモデルとなった人がプライバシー侵害だとして、慰籍料と謝罪広告をもとめた。

柳美里『石に泳ぐ魚』事件

東京高裁判決 2001（平成 13）年 2 月 15 日判例時報 1741 号 68 頁

最高裁第三小法廷判決 2002 年（平成 14 年）9 月 24 日

名誉等の侵害に基づく小説の出版等の差止めが認められた事例

（ 2 ）「みだりにその容貌、姿態を撮影されない自由」（肖像権）

京都府学連事件最高裁判決で「肖像権」が裁判上、認められた。

現在、問題になっている事例

「自動速度撮影監視装置（オービス 3）」は肖像権を侵害するか

最高裁判決 1986（昭和 61）年 2 月 14 日刑集 40 巻 1 号 48 頁

「N システム（自動ナンバー読み取り装置）」

東京地裁判決 2001（平成 13）年 2 月 6 日判例時報 1748 号 144 頁

大阪愛隣地区防犯カメラ事件

大阪地裁判決 1994（平成 6）年 4 月 27 日判例時報 1515 号 116 頁

（ 3 ）「自分に関する情報を自分で管理する権利」

前科照会事件

「前科・犯罪経歴は人の名誉、信用にかかわり、これをみだりに公開されないのは法律上の保護に値する利益」（最高裁 1981（昭和 56）年 4 月 14 日・民集 35 巻 3 号 620 頁）

個人情報保護法（2003 年制定） 行政機関の保有する個人情報保護法（同年制定）および各地方自治体の情報公開条例

- ・ 個人情報につき閲覧する権利、訂正する権利、利用の停止を求める権利
- ・ 行政機関等に対しては個人情報の外部提供の禁止、目的外利用の禁止を定める
- ・ 苦情申し立て制度（個人情報保護審査会）の整備

（ 4 ）自己決定権

エホバの証人輸血拒否事件

東京高裁判決 1998（平成 10）年 2 月 9 日判例時報 1629 号 34 頁

「（患者の）同意は、各個人が有する自己の人生のあり方（ライフスタイル）は自らが決定するという自己決定権に由来するものである」

髪型についての自己決定

「丸刈り強制は許されるか」= 熊本地裁判決 1985（昭和 60）年 11 月 13 日判例時報 1174

「女子高校生に対するパーマ禁止校則は許されるか」 = 最高裁判決 1996 (平成 8) 年 7 月 18 日判例時報 1599 号 53 頁

4 , 「知る」権利

民主制の基礎として、主権者たる国民 (この場合、成人の日本国籍保持者に限らない) は、国政などについて十分な判断材料をうけとる権利をもつと考えられている。

情報公開法 (国の行政機関が対象)

情報公開条例 (地方自治体が対象)

報道機関は、国民の「知る権利」を保障するために報道の自由・取材の自由をもつと説明される。 博多駅テレビフィルム提出命令事件

5、環境権

何人も健康で良好な環境に居住する権利をもっている、という考え方。具体的な権利としては、空港騒音公害訴訟、新幹線騒音公害訴訟、公共事業差し止め訴訟などで原告・住民の権利として主張されている。しかし、裁判所は「権利の内容がはっきりしない」ことを理由にまだ認めていない。そのかわりに、個人の権利としては「人格権」として承認されている。

6、国際的な人権保障の高まり

世界人権宣言 (1948年)

国際人権規約 (1966年採択、1978年に日本は批准)

A 規約 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約)

B 規約 (市民的及び政治的権利に関する国際条約)

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 (1965年)

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国際条約 (1979年)

ヨーロッパ人権条約 (1953年効力発生)

難民の地位に関する条約 (1951年採択)

児童の権利に関する条約 (1994年に日本で効力発生)

障害者の権利に関する条約 (現在、国連で検討中)

しかし、日本は「人権先進国」だったとはいえない。国連で採択されてから、日本が批准するまで、かなり時間が経過した。

2 , 人権の主体 (誰が日本国憲法により人権を保障されているか。)

(1) 日本国民 憲法10条「国民の要件」 国籍法

(2) 外国人の人権 = 国際人権規約は「日本の施政権の下にいるすべての人」に適用される。だから、原則として、外国人も人権が保障される。

しかし、外国人には保障されない権利もある。通説的な見解 「性質」説 = 権利の性質上、日本国民に限定されている人権規定をのぞいて、外国人にも適用される。最高裁判例 = マクリーン事件最高裁判決(1978年10月4日)

問題は、それでは「性質上、日本国民に限定されている人権」とはなにか、そしてその制約がはたして合理的などうかかが問題となる。

(あ) 入国の自由および日本に在留する権利

(い) 選挙権

通説の見解 国民が自分の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上、当該国家の国民だけに認められる。しかし、地方自治体の次元での選挙権は、定住外国人に認めることも憲法上禁止されていないと最高裁もいっている。

(う) 公務就任権(公務員になる資格の制限)

「公権力の行使または国家意思の形成に参画する公務員」には外国人はなれない、とするのが政府の考え方(「当然の法理」)。

しかし、地方公務員については職種ごとに外国人にも門戸を開くようになった(例・保健師、獣医、教員〔但し、校長・教頭にはなれない〕)。この保健師さんが東京都の管理職になれるかどうかで裁判になった事例がある。

ここで、考えるべき「現在の日本の外国人問題」

日本の外国人問題の特殊性(「定住外国人」)と共通性(「外国人労働者」)

定住外国人の人権 = 日本に永住資格をもって生活している外国人、とくに在日朝鮮人、在日中国人の実態をどう考えるか?

「指紋押捺(しもんおうなつ)拒否」、再入国(定住外国人が海外旅行に行くには再入国許可を事前にもらわなくてはならない)、外国人登録証の常時携帯義務をめぐって、問題になった。

外国人労働者の人権 = 社会保障をうける権利